

【別紙6】

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正案	現行
<p>【省略用語例】 このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>法……………<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号） 令……………<u>金融商品取引法施行令</u>（昭和40年政令第321号） 定義府令……………<u>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令</u>（平成5年大蔵省令第14号） 開示府令……………<u>企業内容等の開示に関する内閣府令</u>（昭和48年大蔵省令第5号） 財務諸表等規則……………<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>（昭和38年大蔵省令第59号）</p>	<p>【省略用語例】 このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>法……………<u>証券取引法</u>（昭和23年法律第25号） 令……………<u>証券取引法施行令</u>（昭和40年政令第321号） 定義府令……………<u>証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令</u>（平成5年大蔵省令第14号） 開示府令……………<u>企業内容等の開示に関する内閣府令</u>（昭和48年大蔵省令第5号） 財務諸表等規則……………<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>（昭和38年大蔵省令第59号）</p>
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除く場合） 2-1 <u>新たに発行される有価証券の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）の相手方に適格機関投資家（同項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれている場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該適格機関投資家を相手方とする取得勧誘を含めた取得勧誘全体が「有価証券の募集」（同項に規定する有価証券の募集をいう。2-5及び4-1において同じ。）に該当することに留意する。</u></p> <p>① <u>令第1条の4に定める場合に該当せず、かつ、当該適格機関投資家を含めた当該取得勧誘の相手方の人数が50名以上である場合</u></p> <p>② <u>令第1条の4に定める場合に該当し、かつ、当該取得勧誘の相手方の人数から当該適格機関投資家の人数を控除して得た人数が50名以上である場合</u></p> <p>（令第1条の6に規定する50名の計算方法） 2-2 <u>令第1条の6に規定する50名は、発行しようとする有価証券の取得勧誘の相手方に同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）</u></p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除く場合） 2-1 <u>新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（以下2-1及び2-1-2において「取得の申込みの勧誘」という。）の相手方に適格機関投資家（法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれている場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該適格機関投資家を相手方とする取得の申込みの勧誘を含めた取得の申込みの勧誘全体が「有価証券の募集」に該当することに留意する。</u></p> <p>① <u>令第1条の4第2項各号に掲げる要件（当該有価証券が令第1条の5第1号に掲げる有価証券である場合には、同項第1号及び第2号に掲げる要件。②において同じ。）のいずれかに該当しないものがあり、かつ、当該適格機関投資家を含めた当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数が50名以上である場合</u></p> <p>② <u>令第1条の4第2項各号に掲げる要件のすべてに該当し、かつ、当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数から当該適格機関投資家の人数を控除して得た人数が50名以上である場合</u></p> <p>（適格機関投資家が所有する有価証券の発行者への譲渡） 2-1-2 <u>その発行の際に令第1条の4第2項の規定によりその取得の申込みの勧誘の相手方から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券を当該有価証</u></p>

の取得勧誘を行った相手方と同一の者が含まれる場合には、当該者も含めた延べ人数により計算することに留意する。

(削る)

(削る)

(新株予約権無償割当てに係る募集について)
2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当てについては、新株予約権の取得勧誘に該当することに留意する。

(売出しに該当する自己株式の処分)
2-4 会社が会社法第199条の規定により自己の株式を処分する場合で、均一の条件で、50名以上の者を相手方として売付け勧誘等(法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。)を行うときは「有価証券の売出し」(同項に規定する有価証券の売出しをいう。2-10において同じ。)に該当することに留意する。

(募集に該当しない有価証券の発行)
2-5 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。

①～③ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

④ 取得請求権付株式について当該株主による取得請求により有価証券を発行する場合

券の発行者である会社に譲渡する場合は、当該有価証券の発行者を適格機関投資家とみなすことに留意する。

(取締役等のみを対象とするストックオプション)

2-2 会社が取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人(2-2-2において「取締役等」という。)のみを対象として新株予約権証券を付与する場合で令第1条の4第3項の規定により勧誘の相手方の人数がないこととなるときは、法第2条第3項第2号ロの規定の適用はないことに留意する。

(取締役等以外の者を含めた者を対象とするストックオプション)

2-2-2 会社が取締役等に当該取締役等以外の者を含めた者を対象として新株予約権証券を付与する場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該取締役等を相手方とする勧誘を含めた勧誘全体が「有価証券の募集」に該当し、当該募集について届出を要する場合には、当該取締役等を含めた勧誘の相手方全員に目論見書を交付する必要があることに留意する。

① 当該新株予約権証券の行使により取得されることとなる株券と同種の株券が法第24条第1項各号のいずれかに該当することにより有価証券報告書を提出しなければならない会社が行う当該勧誘の相手方のうち、取締役等以外の者の人数が1名以上である場合

② ①以外の会社が行う当該勧誘の相手方のうち、取締役等以外の者の人数が50名以上である場合

(新株予約権無償割当てに係る募集について)

2-2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当てについては、新株予約権の取得の申込みの勧誘に該当することに留意する。

(売出しに該当する自己株式の処分)

2-3 会社が会社法第199条の規定により自己の株式を処分する場合で、均一の条件で、50名以上の者を相手方として売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行うときは「有価証券の売出し」に該当することに留意する。

(募集に該当しない有価証券の発行)

2-4 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。

①～③ (略)

④ 合併、株式交換又は株式移転により株式を発行する場合

⑤ 会社の分割により株式を発行する場合

⑥ 転換予約権付株式又は強制転換条項付株式の転換により株式を発行する場合

⑦ 合併

(新設)

⑤ 取得条項付株式について取得事由が生じたこと又は全部取得条項付種類株式についてその全部を取得する旨の株主総会の決議があったことにより有価証券を発行する場合

(新設)

⑥ 会社法第185条の規定による株式無償割当てにより株式を発行する場合

(新設)

⑦ 取得条項付新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている取得条項付新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券が発行される場合

(新設)

⑧ 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている新株予約権の行使により株式を発行する場合

⑦ 新株予約権証券又は新株予約権付社債券の新株予約権の行使により株式を発行する場合

⑨・⑩ (略)

⑧・⑨ (略)

(適格機関投資家に該当しない場合)

(適格機関投資家に該当しない場合)

2-6 新たに発行される有価証券の取得勧誘を適格機関投資家に該当する者に対し行う場合で、例えば、相手方が次に掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行うときには、当該相手方は適格機関投資家には該当しないものとして取り扱うことに留意する。

2-5 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘を適格機関投資家に該当する者に対し行う場合で、相手方が次に掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行うときには、当該相手方は適格機関投資家には該当しないものとして取り扱うことに留意する。

① 信託に係る適格機関投資家以外の者(以下2-6において「一般投資者」という。)との契約等、一般投資者に有価証券が交付されるおそれのある信託の契約に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする信託銀行

① 指定金外信託に係る適格機関投資家以外の者(以下2-5において「一般投資者」という。)との契約等、信託の終了の際に一般投資者に有価証券が交付されるおそれのある信託の契約に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする信託銀行

② 一般投資者との投資一任契約(法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約をいう。)に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする金融商品取引業者(法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。)

② 一般投資者との投資一任契約に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする投資顧問業者

③ 一般投資者による有価証券の取得又は買付けに係る注文を取り次ぐために、自己の名において有価証券を取得し、又は買い付けようとする金融商品取引業者(法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業(同条第8項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。))を行う者に限る。以下「金融商品取引業者」という。)

③ 一般投資者による有価証券の取得又は買付けに係る注文を取り次ぐために、自己の名において有価証券を取得し、又は買い付けようとする証券会社

④ 組合等(投資事業有限責任組合を除く。以下2-6において同じ。)の適格機関投資家以外の組合員に現物配当することを目的として、特定の有価証券の取得のみのために組成された組合等の業務執行組合員等

(新設)

⑤ 投資事業有限責任組合の適格機関投資家以外の組合員に現物配当することを目的として、特定の有価証券の取得のみのために組成された投資事業有限責任組合

(新設)

(数種の株式)

(数種の株式)

2-7 会社法第108条第1項に規定する異なる種類の株式(例えば、普通株と優先株)は、定義府令第12条第1項第4号に定める事項が同一でないことに留意する。

2-6 会社法第108条第1項に規定する異なる種類の株式(例えば、普通株と優先株)は、定義府令第6条第4号に掲げる事項が同一でないことに留意する。

2-8 定義府令第13条第3項第3号に規定する「前項に定める要件に該当する場合」とは、例えば、コマースヤル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごと

2-7 定義府令第7条第3項第3号に規定する「前項に定める要件に該当する場合」とは、例えば、コマースヤル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごと

にコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合をいう。

(売出しに該当する有価証券の売付け勧誘等)

2-9 法第2条第4項第1号に規定する「均一の条件」とは、売出価格、売渡
期日等の条件が、同一のものをいう。

(売出しに該当しない有価証券の移転)

2-10 次に掲げるような場合には、「有価証券の売出し」とはならないことに
留意する。

- ① 取得請求権付株式について当該株主による取得請求により有価証券を移転
する場合
- ② 取得条項付株式について取得事由が生じたこと又は全部取得条項付種類株
式についてその全部を取得する旨の株主総会の決議があったことにより有価
証券を移転する場合
- ③ 会社法第185条の規定による株式無償割当てにより株式を移転する場合
- ④ 取得条項付新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている取得条
項付新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券を移転する場
合
- ⑤ 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている新株予約権の行使
により株式を移転する場合

法第2条の2（組織再編成等）関係

(特定組織再編成発行手続に該当しない有価証券の発行)

2の2-1 法第2条の2第4項第2号イ又はロに該当する場合には、「特定組織
再編成発行手続」とはならないことに留意する。

法第4条（募集又は売出しの届出）関係

(募集又は売出行為)

4-1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第3項に規定する有価証券の売出
し（法第2条の2第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。）
に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主
等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立
看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに
係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同
条第1項又は第2項の届出をした後でなければすることができないことに留意
する。

(取締役等以外の者を含めた者を対象とするストックオプション)

4-2 会社が取締役等（当該会社又は当該会社に関係する会社として開示府令

にコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合をいう。

(売出しに該当する有価証券の売付け)

2-8 法第2条第4項に規定する「均一の条件」とは、売出価格、売渡期日等
の条件が、同一のものをいう。

(売出しに該当しない有価証券の移転)

2-9 新株予約権証券又は新株予約権付社債の新株予約権の行使により株式を
移転する場合は、「有価証券の売出し」とはならないことに留意する。

(新設)

(新設)

法第4条（募集又は売出しの届出）関係

(募集又は売出行為)

4-1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第3項に規定する売出しをいう。
23の14-3、24の5-6及び24の5-7を除き、以下同じ。）に関する
文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対す
る増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テ
レビ、ラジオ等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有
価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、法第4条第1項又は第2項の
届出をした後でなければすることができないことに留意する。

(新設)

第2条第2項に定める会社の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人をいう。以下4-2において同じ。）に当該取締役等以外の者を含めた者を対象として新株予約権証券を付与する場合には、令第2条の12に定める場合に該当しないことに留意する。

(会社の設立の場合における届出の要否の決定)

4-3 (略)

(抱き合わせ増資の場合の発行価額の総額)

4-4 (略)

(新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等)

4-5 新株予約権付社債券の募集又は売出し(法第4条第3項に規定する有価証券の売出しをいう。23の14-3、24の5-6及び24の5-7を除き、以下同じ。)に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第3項第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。

(通算規定の適用)

4-6 開示府令第2条第3項第2号に規定する「当該募集又は売出しを開始する日以前一年以内に行われた募集又は売出し」とは、過去1年以内に募集又は売出しを開始(有価証券通知書を提出した日の翌日をもって開始した日とみなす。)したもの及び過去1年以内に募集又は売出しの払込期日又は受渡期日が到来したものをいい、起算の始期は当該募集又は売出しを開始する日の前日とする。

(通算規定の対象としない募集又は売出し)

4-7 開示府令第2条第3項第2号に規定する「法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。」とは、過去1年以内において法第4条第1項の規定による届出があった場合における当該届出に係る有価証券の募集又は売出し及び当該届出前に行われた発行価額又は売価額の総額が1億円未満の募集又は売出し並びに過去1年以内において法第23条の8第1項の規定により発行登録追補書類が提出された場合における当該有価証券の募集又は売出し及び当該提出前に行われた発行価額又は売価額の総額が1億円未満の募集又は売出しは通算の対象にしないことをいう。

(通算規定の対象とする発行価額又は売価額)

(会社の設立の場合における届出の要否の決定)

4-2 (略)

(抱き合わせ増資の場合の発行価額の総額)

4-3 (略)

(新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等)

4-4 新株予約権付社債券の募集又は売出しに係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。

(通算規定の適用)

4-5 開示府令第2条第2号に規定する「当該募集又は売出しを開始する日以前一年以内に行われた募集又は売出し」とは、過去1年以内に募集又は売出しを開始(有価証券通知書を提出した日の翌日をもって開始した日とみなす。)したもの及び過去1年以内に募集又は売出しの払込期日又は受渡期日が到来したものをいい、起算の始期は当該募集又は売出しを開始する日の前日とする。

(通算規定の対象としない募集又は売出し)

4-6 開示府令第2条第2号に規定する「法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。」とは、過去1年以内において法第4条第1項の規定による届出があった場合における当該届出に係る有価証券の募集又は売出し及び当該届出前に行われた発行価額又は売価額の総額が1億円未満の募集又は売出し並びに過去1年以内において法第23条の8第1項の規定により発行登録追補書類が提出された場合における当該有価証券の募集又は売出し及び当該提出前に行われた発行価額又は売価額の総額が1億円未満の募集又は売出しは通算の対象にしないことをいう。

(通算規定の対象とする発行価額又は売価額)

4-8 開示府令第2条第3項第2号の規定により通算の対象とされるすでに完了した募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額は、募集については実際に発行された有価証券の発行価額の総額、売出しについては実際に売り付けた有価証券の売出価額の総額によるものとする。

(通算規定の対象とする発行価額)

4-9 開示府令第2条第3項第3号の規定により通算の対象とされる6月以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、4-8を準用する。

(並行募集又は売出し)

4-10 開示府令第2条第3項第4号及び第5号に規定する募集又は売出しが「並行して」とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいう。

(届出を要する1億円未満の募集又は売出しと並行して行われる募集又は売出し)

4-11 開示府令第2条第3項第5号に規定する「第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出し」とは、発行価額又は売出価額の総額が1億円未満である2以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、その合計額が1億円未満である場合であって、そのうちいずれかの募集又は売出しが同条第2号の通算規定により有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出を要することとされた場合における当該他の募集又は売出しをいう。

(削除)

(発行価額又は売出価額の総額が届出を要する額未満になった場合)

4-12 有価証券届出書の提出日以後、当該有価証券届出書による募集若しくは売出しに係る有価証券の発行価額若しくは売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が当該有価証券届出書の提出を要しない金額に減少した場合又は当該有価証券届出書に係る有価証券の募集若しくは売出し若しくは発行を取り止めようとする場合には、当該有価証券届出書を提出した者は、遅滞なく、当該有価証券届出書を取り下げる旨を記載した「届出の取下げ願い」を財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に提出するものとする。この場合には、当該有価証券届出書及びその写しについて法第25条の規定による公衆縦覧を取り止めるものとする。

(発行価額又は売出価額の総額が届出を要する金額になった場合)

4-14 法第4条第1項第5号に該当することにより有価証券通知書を提出して有価証券の募集又は売出しを開始した後において、合理的に見込まれた当初の発行価額又は売出価額の総額が時価の騰貴等によって同号の規定に該当しないことにより届出を要すると見込まれる金額になったときは、当該届出をしなればそのとき以降の募集又は売出しをすることができないことに留意する。

4-7 開示府令第2条第2号の規定により通算の対象とされるすでに完了した募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額は、募集については実際に発行された有価証券の発行価額の総額、売出しについては実際に売り付けた有価証券の売出価額の総額によるものとする。

(通算規定の対象とする発行価額)

4-8 開示府令第2条第3号の規定により通算の対象とされる6箇月以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、4-7を準用する。

(並行募集又は売出し)

4-9 開示府令第2条第4号及び第5号に規定する募集又は売出しが「並行して」とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいう。

(届出を要する1億円未満の募集又は売出しと並行して行われる募集又は売出し)

4-10 開示府令第2条第5号に規定する「第一号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出し」とは、発行価額又は売出価額の総額が1億円未満である2以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、その合計額が1億円未満である場合であって、そのうちいずれかの募集又は売出しが同条第1号の通算規定により有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出を要することとされた場合における当該他の募集又は売出しをいう。

4-11 削除

(発行価額又は売出価額の総額が届出を要する額未満になった場合)

4-12 有価証券届出書の提出日以後当該有価証券届出書による募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が当該有価証券届出書の提出を要しない金額に減少した場合又は当該有価証券届出書に係る有価証券の募集若しくは売出し若しくは発行を取り止めようとする場合には、当該有価証券届出書を提出した者は、遅滞なく、当該有価証券届出書を取り下げる旨を記載した「届出の取下げ願い」を財務局長又は福岡財務支局長に提出するものとする。この場合には、当該有価証券届出書及びその写しについて法第25条の規定による公衆縦覧を取り止めるものとする。

(発行価額又は売出価額の総額が届出を要する金額になった場合)

4-14 法第4条第1項第3号に該当することにより有価証券通知書を提出して有価証券の募集又は売出しを開始した後において、合理的に見込まれた当初の発行価額又は売出価額の総額が時価の騰貴等によって法第4条第1項第3号の規定に該当しないことにより届出を要すると見込まれる金額になったときは、当該届出をしなればそのとき以降の募集又は売出しをすることができないこ

(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に該当する場合)

4-15 その発行の際に取得勧誘(法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。)が法第2条第3項第1号の規定によりその取得勧誘の相手から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券並びに第2号イ及び法第2条の2第4項第2号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を、相手方が、例えば、2-6の①から⑤までに掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行う場合には、法第4条第2項に規定する「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」に該当することに留意する。

(届出を要しない並行募集等に係る有価証券通知書)

4-18 法第4条第1項第3号若しくは第5号又は第2項ただし書の規定により届出を要しない有価証券の2以上の募集又は売出しが並行して行われる場合には、同一の有価証券通知書によって提出することができるものとする。

(削る)

(削る)

とに留意する。

(適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘に該当する場合)

4-15 その発行の際に取得の申込みの勧誘が法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を、相手方が2-5の①から③までに掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行う場合には、法第4条第2項に規定する「適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘」に該当することに留意する。

(届出を要しない並行募集等に係る有価証券通知書)

4-18 法第4条第1項第1号若しくは第3号又は第2項ただし書の規定により届出を要しない有価証券の2以上の募集又は売出しが並行して行われる場合には、同一の有価証券通知書によって提出することができるものとする。

(募集によらない株券の発行で有価証券通知書の提出を要する場合)

4-19 開示府令第6条に規定する有価証券通知書の提出を要する場合は、2-4の①から⑤までに掲げる場合(②のうち法第2条第3項第2号イに該当する場合を除く。)とする。

(合併等による株券の発行に係る有価証券通知書の提出時期)

4-20 2-4の④及び⑤により有価証券通知書を提出する場合には、次に掲げる時点の後、遅滞なく提出するものとする。

① 吸収合併 吸収合併契約が吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の株主総会(会社法第796条第1項又は第3項に該当する場合には、吸収合併消滅会社の株主総会、同法第784条第1項に該当する場合には、吸収合併存続会社の株主総会。)により承認されたとき

② 新設合併 新設合併契約が各新設合併消滅会社の株主総会により承認されたとき

③ 株式交換 株式交換契約が株式交換完全親会社となる会社及び株式交換完全子会社となる会社の株主総会(会社法第796条第1項又は第3項に該当する場合には、株式交換完全子会社の株主総会、同法第784条第1項に該当する場合には、株式交換完全親会社の株主総会。)により承認されたとき

④ 株式移転 株式移転計画が各株式移転完全子会社となる会社の株主総会により承認されたとき

⑤ 新設分割 新設分割計画が設立する新設分割設立会社に事業を承継させる新設分割会社の株主総会により承認されたとき(会社法第805条に該当する場合には、新設分割計画を作成したとき)

⑥ 吸収分割 吸収分割契約が事業を承継する吸収分割承継会社及び承継させる吸収分割会社の株主総会(会社法第796条第1項又は第3項に該当する場合には、吸収分割会社の株主総会、同法第784条第1項に該当する場合には、吸収分割承継会社の株主総会。)により承認されたとき

(削る)

(「開示が行われている場合」に該当する場合)
4-19 (略)

法第5条 (有価証券届出書の提出とその添付書類)

(元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるもの)
5-2 開示府令第9条に規定する「元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるもの」とは、元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち事務幹事会社をいうものとする。

(募集又は売出しに関する特別記載事項)
5-3 (略)

(安定操作に関する事項の記載)
5-4 開示府令第2号様式記載上の注意(6)の規定による安定操作に関する事項の記載は、おおむね次のとおりとする。

安定操作に関する事項

- 1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合がある。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、○○、○○、・ ・及び○○の各取引所であるが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、○○取引所である。

- (注) 1 (略)
2 安定操作取引が行われる取引所金融商品市場が1か所の場合には、「上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、○○取引所であります。」で差し支えない。

(本邦以外の地域において安定操作に準ずる取引を行う場合の安定操作に関する事項の記載)
5-5 開示府令第7号様式記載上の注意(8)の規定による安定操作に関する事項の記載は、おおむね次のとおりとする。

(募集によらない株券の発行)

4-21 開示府令第6条に規定する「募集によらないで取得される株券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものを発行する場合」には、外国において株券を発行し、当該株券を本邦において実質的に取得させる場合を含むことに留意する。

(「開示が行われている場合」に該当する場合)
4-22 (略)

法第5条 (有価証券届出書の提出とその添付書類)

(元引受契約を締結する証券会社のうち主たるもの)
5-2 開示府令第9条に規定する「元引受契約を締結する証券会社のうち主たるもの」とは、元引受契約を締結する証券会社のうち事務幹事会社をいうものとする。

(募集又は売出しに関する特別記載事項)
5-2-2 (略)

(安定操作に関する事項の記載)
5-3 開示府令第2号様式記載上の注意(6)の規定による安定操作に関する事項の記載は、おおむね次のとおりとする。

安定操作に関する事項

- 1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合がある。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる有価証券市場を開設する証券取引所は、○○、○○、・ ・及び○○の各証券取引所であるが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる有価証券市場を開設する証券取引所は、○○証券取引所である。

- (注) 1 (略)
2 安定操作取引が行われる有価証券市場が1か所の場合には、「上記の場合に安定操作取引が行われる有価証券市場を開設する証券取引所は、○○証券取引所であります。」で差し支えない。

(本邦以外の地域において安定操作に準ずる取引を行う場合の安定操作に関する事項の記載)
5-4 開示府令第7号様式記載上の注意(8)の規定による安定操作に関する事項の記載は、おおむね次のとおりとする。

安定操作に関する事項

- 1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引に準ずる取引が行われる場合がある。
- 2 上記の場合に安定操作取引に準ずる取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、〇〇、〇〇、・ ・及び〇〇の各取引所であるが、これらのうち主たる安定操作取引に準ずる取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、〇〇取引所である。

(注) 1 (略)

- 2 安定操作取引に準ずる取引が行われる取引所金融商品市場が1か所の場合には、「上記の場合に安定操作取引に準ずる取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、〇〇取引所であります。」で差し支えない。

(様式上の項目記載)

5-6 (略)

5-7 有価証券届出書の様式中「募集の方法」の「その他の者に対する割当」の欄の記載に当たっては、その概要を欄外に注記することに留意する。

5-8 (略)

5-9 開示府令第二号様式記載上の注意(13)のkの規定により「財務上の特約」の欄を記載する場合には、おおむね次のとおりとする。

- ① 「担保提供制限」の欄には、次に掲げるようなもののいずれかに該当するものがあれば、それを記載するものとする。ただし、いずれのものにも該当するようなものがない場合には、「該当条項なし（したがって、本社債券は他のすべての債権に対して劣後することがある。）」と記載するものとする。

「当社が、他の債務のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。当社が、この規定に違背したときには、当社は本社債について期限の利益を喪失する。」

「当社が、他の債務のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき担保権を設定する（ただし、下記に定める場合はその限りではない。）。当社が、この規定に違背したときには、当社は本社債について期限の利益を喪失する。」

(注) 「下記に定める場合」の内容については、例えば、「当社が担保権を設定した債務の総額が当社の直近の決算期における貸借対照表に示され

安定操作に関する事項

- 1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引に準ずる取引が行われる場合がある。
- 2 上記の場合に安定操作取引に準ずる取引が行われる有価証券市場を開設する証券取引所は、〇〇、〇〇、・ ・及び〇〇の各証券取引所であるが、これらのうち主たる安定操作取引に準ずる取引が行われる有価証券市場を開設する証券取引所は、〇〇証券取引所である。

(注) 1 (略)

- 2 安定操作取引に準ずる取引が行われる有価証券市場が1か所の場合には、「上記の場合に安定操作取引に準ずる取引が行われる有価証券市場を開設する証券取引所は、〇〇証券取引所であります。」で差し支えない。

(様式上の項目記載)

5-5 (略)

5-6 有価証券届出書の様式中「募集の方法」の「その他の者に対する割当」の欄の記載に当たっては、その概要を「摘要」欄に注記することに留意する。

5-7 (略)

5-8 開示府令第二号様式記載上の注意(13)のkの規定により「財務上の特約」の欄を記載する場合には、おおむね次のとおりとする。

- ① 「担保提供制度」の欄には、以下に掲げるようなもののいずれかに該当するものがあれば、それを記載するものとする。ただし、いずれのものにも該当するようなものがない場合には、「該当条項なし（したがって、本社債券は他のすべての債権に対して劣後することがある。）」と記載するものとする。

「当社が、他の債務のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。当社が、この規定に違背したときには、当社は本社債について期限の利益を喪失する。」

「当社が、他の債務のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき担保権を設定する（ただし、下記に定める場合はその限りではない。）。当社が、この規定に違背したときには、当社は本社債について期限の利益を喪失する。」

(注) 「下記に定める場合」の内容については、例えば、「当社が担保権を設定した債務の総額が当社の直近の決算期における貸借対照表に示され

る純資産額の〇〇%を超えない場合」、「法令の定めにより担保権の設定が例外なく義務づけられている場合」などと具体的に記載するものとする。

「当社が、当社の他の社債のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき担保権を設定する（したがって、本社債券は社債券以外の債権に対しては劣後することがある。）。当社が、この規定に違反したときには、当社は本社債について期限の利益を喪失する。」

- ② 「その他の条項」の欄には、純資産額維持、利益維持、担保切替等の財務上の特約に関する次のようなものがあればそれを記載するものとする。また、下記に掲げたいずれのものにも該当しない別種の財務上の特約がある場合には、その内容をすべて詳細に記載するものとする。ただし、これらの条項が存在しない場合には「該当条項なし」と記載するものとする。

(略)

(略)

「当社が本社債権保全のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を（即時又は一定の補正期間経過後）設定した場合には、財務上の特約のうち、〇〇の条項は適用されない。」

5-10 (略)

5-11 開示府令第二号様式記載上の注意(24)の規定により、「株価、株価収益率(以下5-11において「PER」という。)及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第4項の規定による書類(以下「大量保有報告書等」という。)の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。

① (略)

② 「大量保有報告書等の提出状況」

有価証券届出書提出日の6月前の応当日以後、当該届出書提出日の直近日までの間における自社株式に関する大量保有報告書等の提出状況について記載することとする。

5-12 開示府令第二号様式記載上の注意(25)のaの規定により最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合には、連結財務諸表が作成されている連結会計年度について記載するものとする。また、同様式記載上の注意(25)のa及びbの規定により連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書上の指標を記載する場合には、連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書が作成されている連結会計年度又は事業年度について記載するものとする。開示府令第二号の四様式、第二号の五様式及

る純資産額の〇〇%を超えない場合」、「法令の定めにより担保権の設定が例外なく義務づけられている場合」などと具体的に記載するものとする。

「当社が、当社の他の社債のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき担保権を設定する（したがって、本社債券は社債券以外の債権に対しては劣後することがある。）。当社が、この規定に違反したときには、当社は本社債について期限の利益を喪失する。」

- ② 「その他の条項」の欄には、純資産額維持、利益維持、担保切替等の財務上の特約に関する次のようなものがあればそれを記載するものとする。また、下記に掲げたいずれのものにも該当しない別種の財務上の特約がある場合には、その内容をすべて詳細に記載するものとする。ただし、これらの条項が存在しない場合には「該当条項なし」と記載するものとする。

(略)

(略)

「当社が本社債権保全のために担保付社債信託法に基づき、社債管理会社が適当と認める担保権を（即時又は一定の補正期間経過後）設定した場合には、財務上の特約のうち、〇〇の条項は適用されない。」

5-9 (略)

5-10 開示府令第二号様式記載上の注意(24)の規定により、「株価、株価収益率(以下この号において「PER」という。)及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第4項の規定による書類(以下「大量保有報告書等」という。)の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。

① (略)

② 「大量保有報告書等の提出状況」

有価証券届出書提出日の6箇月前の応当日以後、当該届出書提出日の直近日までの間における自社株式に関する大量保有報告書等の提出状況について記載することとする。

5-11 開示府令第二号様式記載上の注意(25)のaの規定により最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合には、連結財務諸表が作成されている連結会計年度について記載するものとする。また、同様式記載上の注意(25)のa及びbの規定により連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書上の指標を記載する場合には、連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書が作成されている連結会計年度又は事業年度について記載するものとする。開示府令第二号の四様式及び第二号の五様式

び第二号の六様式の「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。
ただし、第二号の六様式の「統合財務情報」については、同様式記載上の注意により記載しなければならないことに留意する。

(本邦以外の金融商品取引所)

5-13 有価証券届出書の様式中発行済株式の「上場金融商品取引所」の欄の記載に当たっては、本邦以外の地域の金融商品取引所も含まれることに留意する。

(削る)

(削る)

5-17 (略)

5-18 開示府令第二号様式記載上の注意(36)のaに規定する「所在地」の記載に当たっては、市区町村までの記載で差し支えないことに留意する。

5-19 (略)

(財務諸表等について監査証明を受けている旨の記載)

5-20 財務諸表等の表示方法が財務諸表等規則等の改正に伴って変更された場合には、有価証券届出書の「経理の状況」の最初の部分に、それぞれの財務諸表等が当該改正前又は改正後の財務諸表等規則等に基づいて作成されている旨を明らかにするものとする。

5-21 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表若しくは四半期財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表若しくは財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。

5-22 (略)

5-23 (略)

(組込書類の取扱い)

5-24 (略)

の「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。

(本邦以外の証券取引所)

5-12 有価証券届出書の様式中発行済株式の「上場証券取引所」の欄の記載に当たっては、本邦以外の地域の証券取引所も含まれることに留意する。

5-13 削除

5-17 開示府令第二号様式記載上の注意(49)の規定による「取得自己株式の処理状況及び保有状況」の記載に当たっては、当該取得自己株式につき株式失効の手続をしたものについて「株式数」の欄及び「処分価額の総額」の欄に記載するものとし、株式失効の手続をしていないものの総数については「保有自己株式数」の「株式数」の欄に記載するものとする。

5-18 (略)

5-19 開示府令第二号様式記載上の注意(36)のaに規定する「所在地」の記載に当たっては、市町村(政令指定都市にあっては区)程度の記載で差し支えないことに留意する。

5-20 (略)

(財務諸表等について監査証明を受けている旨の記載)

5-21 財務諸表の表示方法が財務諸表等規則等の改正に伴って変更された場合には、有価証券届出書の「経理の状況」の最初の部分に、それぞれの財務諸表が当該改正前又は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成されている旨を明らかにするものとする。

5-22 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表若しくは財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。

5-23 (略)

5-24 (略)

(組込書類の取扱い)

5-25 (略)

(追完情報)

5-25 開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)のgに規定する「当該自己株式の取得状況等」を法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載するに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

①～③ (略)

(削る)

(1年間の継続開示)

5-26 開示府令第9条の3第1項又は第9条の4第2項の規定による1年間継続して有価証券報告書を提出している者とは、次のいずれかに該当する者であつて、当該有価証券届出書提出日前1年の応当日(以下5-26において「応当日」という。)以後当該有価証券届出書提出日までの間において適正に継続開示義務を履行しているものをいう。

①・② (略)

(継続開示の特例)

5-27 (略)

(適格完全子会社の特例)

5-28 開示府令第9条の3第3項に規定する株式移転により株式移転完全子会社となる会社が発行者である有価証券で金融商品取引所に上場されていたもの又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されていたものが、当該株式移転に伴い、当該株式移転の日において当該金融商品取引所において上場が廃止され、又は当該認可金融商品取引業協会において登録が取り消された場合における同項又は開示府令第9条の4第4項の規定は、当該有価証券が当該株式移転の日の前日において当該金融商品取引所に上場されており、又は当該認可金融商品取引業協会に登録されているものとみなして適用することに留意する。

5-29 開示府令第9条の4第5項第1号イからニまでに規定する算定基準日、その属する年の前年の応当日又は当該算定基準日の属する年の前々年の年の応当日における「時価総額」は、それぞれの日の最終価格により算定した額とする。この場合において、上場株式の最終価格は、本邦における主要な金融商品取引所の市場価格によるものとする。

(削る)

(追完情報)

5-26 開示府令第二号の二様式記載上の注意(1)のgに規定する「当該自己株式の取得状況等」を法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載するに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

①～③ (略)

5-27 削除

(1年間の継続開示)

5-28 開示府令第9条の3第1項又は第9条の4第2項の規定による1年間継続して有価証券報告書を提出している者とは、次のいずれかに該当する者であつて、当該有価証券届出書提出日前1年の応当日(以下5-28において「応当日」という。)以後当該有価証券届出書提出日までの間において適正に継続開示義務を履行しているものをいう。

①・② (略)

(継続開示の特例)

5-28-2 (略)

(適格完全子会社の特例)

5-28-3 開示府令第9条の3第3項に規定する株式移転により株式移転完全子会社となる会社が発行者である有価証券で証券取引所に上場されていたもの又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていたものが、当該株式移転に伴い、当該株式移転の日において当該証券取引所において上場が廃止され、又は当該証券業協会において登録が取り消された場合における同項又は開示府令第9条の4第4項の規定は、当該有価証券が当該株式移転の日の前日において当該証券取引所に上場されており、又は当該証券業協会に登録されているものとみなして適用することに留意する。

5-29 開示府令第9条の4第5項第1号イからニまでに規定する算定基準日、その属する年の前年の応当日又は当該算定基準日の属する年の前々年の年の応当日における「時価総額」は、それぞれの日の最終価格により算定した額とする。この場合において、上場株式の最終価格は、本邦における主要な証券取引所の市場価格によるものとする。

(代表者による適正性の確認)

5-29-2 開示府令第10条第1項第1号に規定する「書面」には、おおむね次の事項を記載し、当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認した代表者がその役職を表示して自署し、かつ、自己の印を押印するものとする。

① 当該有価証券届出書の記載内容が適正であることを確認した旨

5-30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあつてはおおむね様式1により、店頭登録会社にあつては様式1に準じて、これら以外の会社にあつてはおおむね様式2により作成するものとする。
(様式1)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社 印</div>	会社名 代表者の役職氏名
印	
1	当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2	当社の発行する株券は、 <u>〇〇取引所</u> に上場されている。 (新規上場日 平成 年 月 日) (注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。
3	(次のいずれかを記載する。)
イ	当社の発行済株券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の <u>金融商品市場</u> における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。 (1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円 (2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円
ロ	当社の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。 円
(参考)	(平成 年 月 日の上場時価総額) <u>〇〇取引所</u> にお 発行済

- ② 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由
- ③ 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容
- ④ 当該確認について特記すべき事項
 なお、開示府令第17条第1項第1号へ又は第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する「書面」は、これに準じて作成するものとする。

5-30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあつてはおおむね様式1により、店頭登録会社にあつては様式1に準じて、これら以外の会社にあつてはおおむね様式2により作成するものとする。
(様式1)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社 印</div>	会社名 代表者の役職氏名
印	
1	当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2	当社の発行する株券は、 <u>〇〇証券取引所</u> に上場されている。 (新規上場日 平成 年 月 日) (注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。
3	(次のいずれかを記載する。)
イ	当社の発行済株券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の <u>有価証券市場</u> における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。 (1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円 (2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円
ロ	当社の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。 円
(参考)	(平成 年 月 日の上場時価総額) <u>〇〇証券取引所</u> に 発行済

ける最終価格 円×株式総数 株＝ 円

(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇取引所にお 発行済
ける最終価格 円×株式総数 株＝ 円

(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇取引所にお 発行済
ける最終価格 円×株式総数 株＝ 円

ハ 当社は、一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている。(これらの格付が公表されている場合に限る。)

- (1) 格付が付与されている社債券(既に発行したもの)の名称 〇〇
格 付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)
(2) 格付が付与されている社債券の名称
既に発行したもの又は当該届出をしようとするものの別
格 付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

ニ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券(〇〇)を既に発行していること。

(様式2)
(略)

5-33 開示府令第二号の四様式記載上の注意(2)のbに規定する「その他の募集に当たっての重要な事項」とは、上場申請又は登録申請の受理の取消し等の措置に関する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等をいう。

5-34 開示府令第二号の四様式記載上の注意(3)のc及び(8)のcに規定する「入札に参加できない者」の記載に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等で規定する入札に参加できない者を列記するものとする。

5-35 開示府令第二号の四様式記載上の注意(4)のc及び(9)のcに規定する「申込みに参加できない者」の記載に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等で規定する入札によらない募集又は売出しに係る株式を取得させてはならない者を列記するものとする。

(削る)

おける最終価格 円×株式総数 円＝ 円

(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇証券取引所に 発行済
おける最終価格 円×株式総数 円＝ 円

(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇証券取引所に 発行済
おける最終価格 円×株式総数 円＝ 円

ハ 当社は、一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている。(これらの格付が公表されている場合に限る。)

- (1) 格付が付与されている社債券(既に発行したもの)の名称 〇〇
格 付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)
(2) 格付が付与されている社債券の名称
既に発行したもの又は当該届出をしようとするものの別
格 付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

ニ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券(〇〇)を既に発行していること。

(様式2)
(略)

5-33 開示府令第二号の四様式記載上の注意(2)のbに規定する「その他の募集に当たっての重要な事項」とは、上場申請又は登録申請の受理の取消し等の措置に関する証券取引所又は証券業協会の規則等をいう。

5-34 開示府令第二号の四様式記載上の注意(3)のc及び(8)のcに規定する「入札に参加できない者」の記載に当たっては、証券取引所又は証券業協会の規則等で規定する入札に参加できない者を列記するものとする。

5-35 開示府令第二号の四様式記載上の注意(4)のc及び(9)のcに規定する「申込みに参加できない者」の記載に当たっては、証券取引所又は証券業協会の規則等で規定する入札によらない募集又は売出しに係る株式を取得させてはならない者を列記するものとする。

5-38 削除

5-38 (略)

5-39 (略)

(削る)

5-40 開示府令第二号の四様式記載上の注意(13)のaの(e)に規定する「保有期間等に関する確約」の記載に当たっては、株券等の預託金融商品取引業者(株券等を預託しない場合にはその旨)、保有期間等について記載するものとする。

5-41 開示府令第二号の四様式記載上の注意(13)のcの(a)及びcの(b)に規定する「返還を受けた場合」とは、株券等の預託金融商品取引業者から預託株券等の返還を受けた場合をいう。

5-42 (略)

法第7条(訂正届出書の提出)関係

7-1 法第7条に規定する「届出書類の記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

① (略)

② 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態及び経営成績の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があつた場合

7-2 法第5条第1項ただし書により同項第1号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項(以下7-2において「発行価格等」という。)を記載しないで有価証券届出書を提出し、当該発行価格等の決定に伴う訂正届出書を提出する場合において、当該発行価格等を法第15条第5項の規定により公表するときは、その旨及び当該公表の方法等を当該有価証券届出書(訂正届出書を含む。)の「発行価格」等の欄に記載するものとする。

7-3 開示府令第11条第1号に規定する「記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

①・② (略)

③ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間(開示府令第1条第22号の2に規定する四半期連結会計期間をいう。以下同じ。)に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表(その概要を含む。)が公表された場合

5-39 (略)

5-40 (略)

5-41 削除

5-42 開示府令第二号の四様式記載上の注意(13)のaの(e)に規定する「保有期間等に関する確約」の記載に当たっては、株券等の預託証券会社(株券等を預託しない場合にはその旨)、保有期間等について記載するものとする。

5-43 開示府令第二号の四様式記載上の注意(13)のcの(a)及びcの(b)に規定する「返還を受けた場合」とは、株券等の預託証券会社から預託株券等の返還を受けた場合をいう。

5-44 (略)

法第7条(訂正届出書の提出)関係

7-1 法第7条に規定する「届出書類の記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

① (略)

② 「新規発行による手取金の使途」、「生産計画」、「重要な設備の新設、拡充又は改修に係る計画」、「資金計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があつた場合

7-1-2 法第5条第1項ただし書により同項第1号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項(7-1-2において「発行価格等」という。)を記載しないで有価証券届出書を提出し、当該発行価格等の決定に伴う訂正届出書を提出する場合において、当該発行価格等を法第15条第5項の規定により公表するときは、その旨及び当該公表の方法等を当該有価証券届出書(訂正届出書を含む。)の「発行価格」等の欄に記載するものとする。

7-2 開示府令第11条第1号に規定する「記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

①・② (略)

(新設)

④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑤～⑨ (略)

⑩ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間（開示府令第1条第2号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合

⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑫～⑮ (略)

⑯ 会社法第155条に掲げる自己株式の取得を行った場合

ただし、⑯の場合においては、当該有価証券届出書又はその添付書類が、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関するものである場合に限り、訂正届出書の提出を要するものとする。

7-4 開示府令第10条第1項第3号ホ(1)、第14条の4第1項第1号ハ(1)、第14条の12第1項第1号ハ(1)又は第14条の13第1項第1号ヘ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば7-3の①から⑭まで及び⑯に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7-3の①、③、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑫に掲げる場合であつて、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書に掲げる書類を添付書類として提出できるものとする。

7-5 (略)

7-6 開示府令第10条第1項第3号ホ(2)、第11条第2号、第14条の4第1項第1号ハ(2)、第14条の12第1項第1号ハ(2)又は第14条の13第1項第1号ヘ(2)若しくは第3号イ(2)に規定する「記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと」とは、例えば、提出会社について親会社又は特定子会社の異動、代表取締役の異動等又は提出会社若しくは連結子会社について重要な災害の発生、重要な訴訟事件の提起、会社の合併、重要な事業の譲渡又は譲受け、多額の取立不能債権等の発生等があつたことをいう。

7-7 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

(新設)

③～⑦ (略)

(新設)

(新設)

⑧～⑪ (略)

⑫ 会社法第155条に掲げる自己株式の取得を行った場合

ただし、⑫の場合においては、当該有価証券届出書又はその添付書類が、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関するものである場合に限り、訂正届出書の提出を要するものとする。

7-3 開示府令第10条第1項第3号ホ(イ)、第14条の4第1項第1号ハ(イ)又は第14条の12第1項第1号ハ(イ)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば7-2の①から⑩まで及び⑫に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7-2の①、③、⑤、⑥及び⑧に掲げる場合であつて、証券取引法に基づく連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表又は中間財務諸表を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書に掲げる書類を添付書類として提出できるものとする。

7-4 (略)

7-5 開示府令第10条第1項第3号ホ(ロ)、第11条第2号、第14条の4第1項第1号ハ(ロ)又は第14条の12第1項第1号ハ(ロ)に規定する「記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと」とは、例えば、提出会社について親会社又は特定子会社の異動、代表取締役の異動等又は提出会社若しくは連結子会社について重要な災害の発生、重要な訴訟事件の提起、会社の合併、重要な事業の譲渡又は譲受け、多額の取立不能債権等の発生等があつたことをいう。

7-6 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

- ① 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態及び経営成績の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合
- ②・③ (略)
- ④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表(その概要を含む。)が公表された場合
- ⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合
- ⑥～⑩ (略)
- ⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間(開示府令第1条第2号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。)に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表(その概要を含む。)が公表された場合
- ⑫ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合
- ⑬～⑱ (略)

7-8 (略)

7-9 開示府令第2号の三様式又は第七号の三様式により作成した有価証券届出書を提出した場合において、7-4又は7-6に掲げる事情により訂正届出書を提出するときには、添付書類である開示府令第10条第1項第3号ホに掲げる書類の訂正に係るものとして提出することに留意する。

7-10 開示府令第2号の三様式又は第七号の三様式により作成した有価証券届出書を提出したときには、当該有価証券届出書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合も、7-3又は7-7に規定する場合に該当することに留意する。

(外国会社が訂正届出書を提出する場合の代理人の設置)

7-11 (略)

法第8条(届出の効力発生日)関係

(有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い)

8-1 法第4条第1項又は第2項の規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。

①～③ (略)

④ 当該届出者が、開示府令第8条第1項第3号若しくは第5号又は第2項第2号の規定に基づき、開示府令第2号の六様式、第二号の七様式又は第七号

① 「新規発行による手取金の使途」、「生産計画」、「重要な設備の新設、拡充又は改修に係る計画」、「資金計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合

②・③ (略)

(新設)

(新設)

④～⑧ (略)

(新設)

(新設)

⑨～⑭ (略)

7-7 (略)

7-8 開示府令第2号の三様式又は第七号の三様式により作成した有価証券届出書を提出した場合において、7-3又は7-5に掲げる事情により訂正届出書を提出するときには、添付書類である開示府令第10条第1項第3号ホに掲げる書類の訂正に係るものとして提出することに留意する。

7-9 開示府令第2号の三様式又は第七号の三様式により作成した有価証券届出書を提出したときには、当該有価証券届出書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合も、7-2又は7-6に規定する場合に該当することに留意する。

(外国会社が訂正届出書を提出する場合の代理人の設置)

7-10 (略)

法第8条(届出の効力発生日)関係

(有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い)

8-1 法第4条第1項又は第2項の規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。

①～③ (略)

(新設)

の四様式により作成した届出書を提出する場合には、法第8条第3項の規定により、当初届出書を提出した日の翌日にその効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該届出者から当該取扱いについて申出がない場合又は当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

法第13条（届出目論見書等の作成）関係

（届出目論見書の特記事項の記載例）

1 3-2 開示府令第13条第1項に規定する事項の記載例は、おおむね次のとおりとする。

イ 株主割当（効力発生）の場合

（1） 継続開示会社

この目論見書により行う株式 千円の募集又は売出し（株主割当）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。

（2） 新規開示会社

- 1 この目論見書により行う株式 千円の募集又は売出し（株主割当）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。
- 2 この目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「特別情報」に記載されている内容を除いた内容と同一のものであります。

ロ 並行増資（株主割当 …… 効力発生
一般募集 …… 発行価格等の未定）の場合

（1） 継続開示会社

- 1 この目論見書により行う株式 千円の募集（株主割当）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。
- 2 上記の募集と並行して行う株式 千円（見込額）の募集（一般募集）についても有価証券届出書を提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって発行価格等について今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

法第13条（届出目論見書等の作成）関係

（届出目論見書の特記事項の記載例）

1 3-2 開示府令第13条第1項に規定する事項の記載例は、おおむね次のとおりとする。

イ 株主割当（効力発生）の場合

（1） 継続開示会社

この目論見書により行う株式 千円の募集又は売出し（株主割当）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。

（2） 新規開示会社

- 1 この目論見書により行う株式 千円の募集又は売出し（株主割当）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。
- 2 この目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「特別情報」に記載されている内容を除いた内容と同一のものであります。

ロ 並行増資（株主割当 …… 効力発生
一般募集 …… 発行価格等の未定）の場合

（1） 継続開示会社

- 1 この目論見書により行う株式 千円の募集（株主割当）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。
- 2 上記の募集と並行して行う株式 千円（見込額）の募集（一般募集）についても有価証券届出書を提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって発行価格等について今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

(注) (略)

(2) 新規開示会社

- 1 この目論見書により行う株式 千円の募集（株主割当）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。
- 2 上記の募集と並行して行う株式 千円（見込額）の募集（一般募集）についても有価証券届出書を提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって発行価格等について今後訂正が行われます。
- なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
- 3 この目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「特別情報」に記載されている内容を除いた内容と同一のものであります。

ハ ロの並行増資で発行価格等が決定した場合

発行価格等の決定に伴い金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日に一般募集の届出の効力が生じております。

(注) 算式表示の場合において、発行価格が確定したときには次の記載を行う。

この目論見書により行う株式 千円の募集（一般募集）については、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。

なお、株式の発行価格については、算式表示によりましたが、当該発行価格は、平成 年 月 日に確定しましたので、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出しております。

ニ 新株予約権付社債（新株予約権の行使時の払込金額等の未定）の場合 …… [継続開示会社の場合]

この目論見書により行う新株予約権付社債 千円の募集（一般募集）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、新株予約権の行使時の払込金額（利率）等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

(注) (略)

(注) (略)

(2) 新規開示会社

- 1 この目論見書により行う株式 千円の募集（株主割当）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。
- 2 上記の募集と並行して行う株式 千円（見込額）の募集（一般募集）についても有価証券届出書を提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって発行価格等について今後訂正が行われます。
- なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
- 3 この目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「特別情報」に記載されている内容を除いた内容と同一のものであります。

ハ ロの並行増資で発行価格等が決定した場合

発行価格等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出し、平成 年 月 日に一般募集の届出の効力が生じております。

(注) 算式表示の場合において、発行価格が確定したときには次の記載を行う。

この目論見書により行う株式 千円の募集（一般募集）については、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。

なお、株式の発行価格については、算式表示によりましたが、当該発行価格は、平成 年 月 日に確定しましたので、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出しております。

ニ 新株予約権付社債（新株予約権の行使時の払込金額等の未定）の場合 …… [継続開示会社の場合]

この目論見書により行う新株予約権付社債 千円の募集（一般募集）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、新株予約権の行使時の払込金額（利率）等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

(注) (略)

ホ ニで新株予約権の行使時の払込金額が決定した場合

新株予約権の行使時の払込金額等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。

(注) 算式表示の場合において、発行価格が確定したときには次の記載を行う。
へ～チ (略)

リ 開示府令第13条第1項第3号の届出仮目論見書

- 1 この届出仮目論見書により行う株式 千円の募集(株主割当・一般募集)((注)並行増資の場合は、「株主割当 千円及び一般募集 千円(見込額)」については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
- 2 募集要項に記載する株式を取得される場合には、法令に規定されたすべての事項を記載した届出目論見書を取得の申込み前又は申込みと同時に交付します。

(目論見書以外の名称の使用)

- 1 3-5 法第13条の規定により作成した目論見書について、「目論見書」という文字を使用せず、投資者に分かりやすい名称を付すことができる。この場合には、当該目論見書が金融商品取引法上の目論見書であることが明白となるように、例えば、当該目論見書の名称を記載した表紙の同一紙面(当該表紙の裏面を含む。)上(電子情報処理組織を使用する場合には同一画面に表示される箇所)に、「当該文書(電子情報処理組織を使用する場合には当該情報)は法第13条の規定に基づく目論見書である」旨を明記する等の表示をすることに留意する。

(その他の資料への業績予想の表示)

- 1 3-8 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則により開示される業績予想(これに類するものとして上場会社又は店頭登録会社以外の会社が開示するものを含む。以下1 3-8において「業績予想等」という。)は、その他の資料として使用することができる。なお、業績予想等を使用する場合には、当該業績予想等の根拠となる前提についても併せて表示するものとする。

法第15条(届出の効力発生と目論見書の交付)関係

ホ ニで新株予約権の行使時の払込金額が決定した場合

新株予約権の行使時の払込金額等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。

(注) 算出表示の場合において、発行価格が確定したときには次の記載を行う。
へ～チ (略)

リ 開示府令第13条第1項第3号の届出仮目論見書

- 1 この届出仮目論見書により行う株式 千円の募集(株主割当・一般募集)((注)並行増資の場合は、「株主割当 千円及び一般募集 千円(見込額)」については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
- 2 この届出仮目論見書は、上記の有価証券届出書の記載事項中の一部について法令の認める範囲内で省略又は要約して記載したもので、記載内容の一部については今後訂正されることがあります。
- 3 募集要項に記載する株式を取得される場合には、法令に規定されたすべての事項を記載した届出目論見書を取得の申込み前又は申込みと同時に交付します。

(目論見書以外の名称の使用)

- 1 3-5 法第13条の規定により作成した目論見書について、「目論見書」という文字を使用せず、投資者に分かりやすい名称を付すことができる。この場合には、当該目論見書が証券取引法上の目論見書であることが明白となるように、例えば、当該目論見書の名称を記載した表紙の同一紙面(当該表紙の裏面を含む。)上(電子情報処理組織を使用する場合には同一画面に表示される箇所)に、「当該文書(電子情報処理組織を使用する場合には当該情報)は法第13条の規定に基づく目論見書である」旨を明記する等の表示をすることに留意する。

(その他の資料への業績予想の表示)

- 1 3-8 証券取引所又は証券業協会の規則により開示される業績予想(これに類するものとして上場会社又は店頭登録会社以外の会社が開示するものを含む。1 3-8において「業績予想等」という。)は、その他の資料として使用することができる。なお、業績予想等を使用する場合には、当該業績予想等の根拠となる前提についても併せて表示するものとする。

法第15条(届出の効力発生と目論見書の交付)関係

(特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続に係る届出の効力発生)

15-1 法第15条第1項の適用に関し、その特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続につき法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る組織再編成(法第2条の2第1項に規定する組織再編成をいう。)の会社法上の効力を発生させてはならないものとして取り扱うこととする。

15-2・15-3 (略)

(訂正目論見書の分かりやすい表示)

15-4 法第15条第5項の規定により訂正目論見書の交付に代えて、発行価格等を公表した場合は、これに加えて、その他の資料において当該公表した発行価格等を分かりやすく表示することができる。

法第23条の3(発行登録書の提出)関係

(引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるもの)

23の3-1 法第23条の3第1項に規定する「引受けを予定する金融商品取引業者又は登録金融機関のうち主たるもの」とは、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者又は登録金融機関のうち事務幹事会社を予定しているものをいう。この場合において予定しているものがないときには、記載を要しないことに留意する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

23の3-2 5-3、5-4、5-5、5-7から5-11、5-23、5-26から5-32まで及び5-42は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。

23の3-3 23の3-2により5-11を準用して「株価、1株当たり株価収益率及び株式売買高の推移」及び「大量保有報告書等の提出状況」を記載する場合には、これらの作成時点を明瞭に記載するものとする。

(事務幹事会社の決定の取扱い)

23の4-2 発行登録書提出時に、引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるものが未定であり、その後、当該発行登録期間中に決定された場合には、当該事項の決定に係る訂正発行登録書の提出は要しないことに留意する。

(有価証券届出書に関する取扱いの準用)

23の5-1 8-1 (④を除く。)は、発行登録の効力の発生に関する取扱いについて準用する。

(新設)

15-1・15-2 (略)

(訂正目論見書の分かりやすい表示)

15-3 法15条第5項の規定により訂正目論見書の交付に代えて、発行価格等を公表した場合は、これに加えて、その他の資料において当該公表した発行価格等を分かりやすく表示することができる。

法第23条の3(発行登録書の提出)関係

(引受けを予定する証券会社のうち主たるもの)

23の3-1 法第23条の3第1項に規定する「引受けを予定する証券会社又は登録金融機関のうち主たるもの」とは、元引受契約を締結する予定の証券会社又は登録金融機関のうち事務幹事会社を予定しているものをいう。この場合において予定しているものがないときには、記載を要しないことに留意する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

23の3-2 5-2-2、5-3、5-4、5-10、5-28から5-30まで及び5-44は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。

23の3-3 23の3-2により5-10を準用して「株価、1株当たり株価収益率及び株式売買高の推移」及び「大量保有報告書等の提出状況」を記載する場合には、これらの作成時点を明瞭に記載するものとする。

(事務幹事会社の決定の取扱い)

23の4-2 発行登録書提出時に、引受けを予定する証券会社のうち主たるものが未定であり、その後、当該発行登録期間中に決定された場合には、当該事項の決定に係る訂正発行登録書の提出は要しないことに留意する。

(有価証券届出書に関する取扱いの準用)

23の5-1 8-1は、発行登録の効力の発生に関する取扱いについて準用する。

(訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間)
23の5-3 発行登録が効力を生じた日以後に、法第23条の4の規定により訂正発行登録書が提出された場合(発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでに提出された場合を除く。)における法第23条の5第2項の規定により金融庁長官が指定する当該発行登録の効力停止期間については、次のとおりとする。ただし、当該取扱いが適当でない認められる場合は、この限りでない。

イ 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合は、次の各号に定める事由に応じ、それぞれ各号に定める期間を経過する日までとする。

- ① 新たに有価証券報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね2日(当該訂正発行登録書が開示用電子情報処理組織(法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下23の5-3において「電子開示システム」という。)を使用しないで提出された場合は、おおむね4日)
- ② 新たに四半期報告書又は半期報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね1日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね3日)
- ③ 新たに臨時報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね1日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね2日)
- ④ 新たに訂正報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね1日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね2日)

ロ (略)

(削る)

ハ イ又はロに掲げる事由以外の事由により訂正発行登録書が提出された場合は、提出日を含めておおむね1日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね2日)を経過する日までとする。

(金融商品取引所等への通知)

23の7-3 発行登録者が発行登録取下届出書を財務局長等に提出したときは、財務局長等は、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会に対して遅滞なくその旨通知することとする。

23の14-3 開示府令第14条の16第2項第2号イに規定する「有価証券の内容等を説明した文書」は、法第2条第10項に規定する目論見書に該当しないことに留意する。

ただし、当該文書に売付価格等の均一の条件を記載して50名以上の者に交付している場合には、法第2条第4項第1号に定める場合の売出しに該当するので留意する。

(訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間)
23の5-3 発行登録が効力を生じた日以後に、法第23条の4の規定により訂正発行登録書が提出された場合(発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでに提出された場合を除く。)における法第23条の5第2項の規定により金融庁長官が指定する当該発行登録の効力停止期間については、次のとおりとする。ただし、当該取扱いが適当でない認められる場合は、この限りでない。

イ 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合は、次の各号に定める事由に応じ、それぞれ各号に定める期間を経過する日までとする。

- ① 新たに有価証券報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね4日(当該訂正発行登録書が開示用電子情報処理組織(法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下23の5-3において「電子開示システム」という。)を使用して提出された場合は、おおむね2日)
- ② 新たに半期報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね3日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用して提出された場合は、おおむね1日)
- ③ 新たに臨時報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね2日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用して提出された場合は、おおむね1日)
- ④ 新たに訂正報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね2日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用して提出された場合は、おおむね1日)

ロ (略)

ハ 発行登録者が23の8-1の規定によりあらかじめ定めた条件を訂正発行登録書において開示する場合は、提出日を含めて1日とする。

ニ イ、ロ又はハに掲げる事由以外の事由により訂正発行登録書が提出された場合は、提出日を含めておおむね2日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用して提出された場合は、おおむね1日)を経過する日までとする。

(証券取引所等への通知)

23の7-3 発行登録者が発行登録取下届出書を財務局長等に提出したときは、財務局長等は、証券取引所又は証券業協会に対して遅滞なくその旨通知することとする。

23の14-3 開示府令第14条の16第2項第2号イに規定する「有価証券の内容等を説明した文書」は、法第2条第10項に規定する目論見書に該当しないことに留意する。

ただし、当該文書に売付価格等の均一の条件を記載して50名以上の者に交付している場合には、法第2条第4項の売出しに該当するので留意する。

法第23条の8（発行登録追補書類の提出）関係

（削る）

（算式表示による発行登録追補書類の提出）

23の8-1（略）

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の8-2 4-12から4-18まで、5-3、5-4、5-5及び5-7、5-9から5-11、5-23、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

（削る）

法第23条の14（海外発行証券の少人数向け勧誘）関係

23の14-1 次に掲げる場合は、有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘が行われる場合に該当しないので、外国で既に発行された有価証券が譲渡される場合であっても、法第23条の14の規定の適用はないことに留意する。

① 金融商品取引業者が、顧客の書面による注文を受けてその計算において当該有価証券を譲渡する場合

（削る）

② 従業員持株会を通じて継続的に株券が取得される場合

（削る）

（削る）

法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係

24-3 開示府令第16条第3項第2号の数は、当該有価証券の本邦における募

法第23条の8（発行登録追補書類の提出）関係

23の8-1 発行登録者が、社債発行に係る関係者との契約により、一定の包括的な発行条件に基づき社債を反復継続して発行することを決定しており、すでに発行登録書及び訂正発行登録書において当該発行条件を記載している場合には、おおむね銘柄、発行価格、利率、利払日、償還期限、発行価額の総額、申込期間、払込期日、手取金の額等を記載した発行登録追補書類の提出はファクシミリによることができる。この場合においては、当該発行登録追補書類の原本3通を遅滞なく提出することに留意する。

（算式表示による発行登録追補書類の提出）

23の8-2（略）

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の8-3 4-11から4-18まで、5-2-2、5-3、5-4及び5-10は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

23の8-4 開示府令第20条第1項各号のいずれにも該当せず、関東財務局長に発行登録書を提出している内国会社が、同条第1項の規定に基づき、発行登録追補書類を当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長等へ提出する場合には、関東財務局を経由して提出することができるものとする。

法第23条の14（海外発行証券の少人数向け勧誘）関係

23の14-1 以下に掲げる場合は、有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘が行われる場合に該当しないので、外国で既に発行された有価証券が譲渡される場合であっても、法第23条の14の規定の適用はないことに留意する。

① 証券会社が、顧客の書面による注文を受けてその計算において当該有価証券を譲渡する場合

② 企業分割に伴い、新会社が設立され、当該新会社の株券が、分割された会社の株主に交付される場合

③ 従業員持株会を通じて継続的に株券が取得される場合

④ 企業の合併・買収に伴い株券が交換される場合

⑤ 現金配当・株式配当の選択権がある場合において、株式配当を選択したことにより株券が取得される場合

法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係

24-3 開示府令第16条第3項第2号の数は、当該有価証券の本邦における募

集又は売出しの際に、当該有価証券の発行者又は所有者と元引受契約を締結したすべての金融商品取引業者の顧客名簿に記載された当該有価証券の所有者の数を合計して算定することに留意する。

(合併の場合の有価証券報告書の提出義務)

2 4 - 5 法第24条第1項第3号の規定により有価証券報告書を提出していた会社が新設合併し又は有価証券報告書を提出していない会社に吸収合併されたときは、当該新設合併又は当該吸収合併に係る新設会社又は存続会社が法第4条第1項又は第2項の規定による有価証券の募集又は売出しに係る届出をしている場合を除き、当該新設会社又は存続会社は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券報告書の発行会社に該当し、同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならないことに留意する。

(「所有者の数が著しく少数」の取扱い)

2 4 - 6 法第24条第1項第4号に規定する所有者の数の算定に当たっては、当該株券の発行者が、例えば、普通株と優先株を発行している場合には、それぞれの株券の所有者数(当該株券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券(当該株券と開示府令第16条の3第1号イに規定する権利内容が同一であるものに限る。))及び当該株券に係る権利を表示する預託証券を発行している場合は、これらの有価証券の所有者の数を合算した数を合算せずに同号を適用することに留意する。

また、所有者の数の算定は、株主名簿に記載された者の数によることとなるので、株主名簿に「持株会」の名義で登録されている場合には、持株会を一人株主として取り扱うことに留意する。

(有価証券報告書提出免除の承認申請書)

2 4 - 8 開示府令第三号様式「記載上の注意(21)のi」に規定する「保有期間等に関する確約」とは、株式公開前の第三者割当等による株式等の発行に関して、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等により、当該取得者が当該株式等を公開後一定期間保有すること等についての確約をいうことに留意する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

2 4 - 1 0 5-6、5-12から5-14まで、5-16から5-23まで及び5-42は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、5-36から5-41までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。

2 4 - 1 1 事業年度開始の日から3月を経過する日以前に募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出する場合など、当該募集又は売出しの日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表等が確定していないことにより、当該届出書に当該財務諸表等が記載されなかった場合には、当該財務諸表等が確定した

集又は売出しの際に、当該有価証券の発行者又は所有者と元引受契約を締結したすべての証券会社の顧客名簿に記載された当該有価証券の所有者の数を合計して算定することに留意する。

(合併の場合の有価証券報告書の提出義務)

2 4 - 5 法第24条第1項第3号の規定により有価証券報告書を提出していた会社が新設合併し又は有価証券報告書を提出していない会社に吸収合併されたときは、当該新設会社又は存続会社は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券報告書の発行会社に該当し、同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならないことに留意する。

(「所有者の数が著しく少数」の取扱い)

2 4 - 6 法第24条第1項第4号に規定する所有者の数の算定に当たっては、当該株券の発行者が、例えば、普通株と優先株を発行している場合には、それぞれの株券の所有者数を合算せずに同号を適用することに留意する。

また、所有者の数の算定は、株主名簿に記載された者の数によることとなるので、株主名簿に「持株会」の名義で登録されている場合には、持株会を一人株主として取り扱うことに留意する。

(有価証券報告書提出免除の承認申請書)

2 4 - 8 開示府令第三号様式「記載上の注意(21)のi」に規定する「保有期間等に関する確約」とは、株式公開前の第三者割当等による株式等の発行に関して、証券取引所又は証券業協会の規則等により、当該取得者が当該株式等を公開後一定期間保有すること等についての確約をいうことに留意する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

2 4 - 1 0 5-5、5-11から5-14まで、5-16から5-24まで及び5-44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、5-36から5-43までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。

2 4 - 1 1 事業年度開始の日から3箇月を経過する日以前に募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出する場合など、当該募集又は売出しの日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表等が確定していないことにより、当該届出書に当該財務諸表等が記載されなかった場合には、当該財務諸表等が確定し

後に、当該事業年度に係る法第24条第3項の規定による有価証券報告書を、内国会社にあつては開示府令第三号様式、外国会社にあつては開示府令第八号様式により作成し、遅滞なく提出しなければならないことに留意する。

(外国会社が訂正報告書を提出する場合の代理人の設置)

24-12 7-11の規定は、外国会社が法第24条の2第1項において準用する法第7条等の規定により有価証券報告書の訂正報告書を提出する場合に準用することとする。

(削る)

(有価証券報告書提出義務免除)

24-13 法第24条第1項ただし書の規定により、法第24条第1項第3号に掲げる有価証券(株券又は優先出資証券に限る。)の発行者である会社の当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前4年以内に開始した事業年度すべての末日における当該有価証券の所有者の数が300名未満であつて有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合は、当該事業年度の開始の日後に開始する事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が300名以上となつても、その後新たに当該有価証券が法第24条第1項各号に掲げる有価証券に該当していなければ有価証券報告書の提出を要しないことに留意する。

法第24条の4の2(確認書の提出)関係

24の4の2 開示府令第四号の二様式記載上の注意(4)又は第九号の二様式記載上の注意(4)に規定する最高財務責任者は、会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者を定めている場合における当該者をいい、単に財務を担当している者は、含まないことに留意する。

法第24条の4の7(四半期報告書の提出)関係

24の4の7-1 定款に規定する事業年度を変更した場合において、その変更した最初の事業年度の期間が3月を超える場合には、四半期報告書の提出を要するものとする。ただし、当該四半期報告書の提出期限内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、四半期報告書を提出しないことができる。

24の4の7-2 法第24条第1項第3号又は第4号に掲げる有価証券の発行者である会社が、会社更生法の適用を受けた場合において、四半期報告書の提出期限内に更生手続開始決定の日が到来するときは、当該四半期報告書の提出を要することに留意する。

た後に、当該事業年度に係る法第24条第3項の規定による有価証券報告書を、内国会社にあつては開示府令第三号様式、外国会社にあつては開示府令第八号様式により作成し、遅滞なく提出しなければならないことに留意する。

(外国会社が訂正報告書を提出する場合の代理人の設置)

24-12 7-10の規定は、外国会社が法第24条の2第1項において準用する法第7条等の規定により有価証券報告書の訂正報告書を提出する場合に準用することとする。

24-13 削除

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>24の4の7-3 法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が3月を越えるものの発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める四半期報告書の提出を要することに留意する。</p> <p>① その該当することとなった日が事業年度開始の日から3月以内の日であるとき 当該事業年度の最初の四半期会計期間（②において「第1四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書</p> <p>② その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるとき（①に掲げる場合に該当するときを除く。） 第1四半期会計期間の翌四半期会計期間（③において「第2四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書</p> <p>③ その該当することとなった日が事業年度開始の日から9月以内の日であるとき（①及び②に掲げる場合に該当するときを除く。） 第2四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期報告書</p> <p>（最初に提出する四半期報告書の記載上の特例）</p>	<p>（新設）</p>
<p>24の4の7-4 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定に該当しなかったことにより当四半期会計期間に対応する前事業年度の四半期会計期間（以下「前年同四半期」という。）に係る四半期報告書を提出していない場合（24の4の7-1のただし書により四半期報告書を提出しなかった場合を含む。）における四半期報告書の記載に当たっては、開示府令第四号の三様式又は第九号の三様式の記載上の注意において前年同四半期との対比の記載を求められる事項であっても、当該対比は要しないものとする。</p> <p>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</p>	<p>（新設）</p>
<p>24の4の7-5 5-6、5-13、5-16から5-21、5-23及び5-42は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（外国会社が四半期報告書の訂正報告書を提出する場合の代理人の設置）</p> <p>24の4の7-6 7-11の規定は、外国会社が法第24条の4の7第4項の規定により四半期報告書の訂正報告書を提出する場合に準用することに留意する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（様式上の記載項目）</p> <p>24の4の7-7 開示府令第四号の三様式記載上の注意（18）のaの規定により「議決権の状況」を記載する場合には、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができない場合には、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>24の5-1 定款に規定する事業年度を変更した場合において、その変更した最初の事業年度の期間が6月を超える場合には、半期報告書の提出を要するも</p>	<p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>24の5-1 定款に規定する事業年度を変更した場合において、その変更した最初の事業年度の期間が6箇月を超える場合には、半期報告書の提出を要する</p>

のとする。ただし、当該半期報告書の提出期限内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、半期報告書を提出しないことができる。

24の5-3 法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が6月を超えるものの発行する有価証券が同項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときにのみ、当該事業年度が開始した日以後6月間の半期報告書の提出を要することに留意する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の5-5 5-6、5-11、5-13、5-16から5-21、5-23及び5-42は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

(削る)

(新株予約権付社債券に係る臨時報告書の提出の要否の決定)

24の5-9 4-5の本文の規定は、開示府令第19条第2項第1号及び第2号の規定により新株予約権付社債券について臨時報告書を提出する場合に準用することに留意する。

(有価証券を募集によらないで発行する場合の臨時報告書の提出)

24の5-10 開示府令第19条第2項第2号に規定する「募集によらないで取得される有価証券」とは、取締役会又は株主総会の決議により行われるものであって実質的に資本の増加等を伴う有価証券の発行に係るものをいい、例えば、2-5の③に掲げる場合に発行される株券がこれに該当する。

(主要株主に該当しない場合)

24の5-17 次に掲げる株式は、開示府令第19条第2項第4号に規定する主要株主に該当するか否かを判定する際の所有株式には含まれないことに留意する。

なお、同令第二号様式から第五号様式まで及び第七号様式から第十号様式までの記載上の注意に規定する主要株主についても同様とする。

① (略)

② 有価証券関連業を行う者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式

③ 法第156条の24第1項に規定する業務を行う者(証券金融会社)がその業務として所有する株式

④ (略)

(削る)

ものとする。ただし、当該半期報告書の提出期限内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、半期報告書を提出しないことができる。

24の5-3 法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が1年であるものの発行する有価証券が同項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6箇月以内の日であるときにのみ、当該事業年度が開始した日以後6箇月間の半期報告書の提出を要することに留意する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の5-5 5-5、5-11から5-12まで、5-16から5-18まで、5-21、5-22、5-24及び5-44は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24の5-5-2 削除

(新株予約権付社債に係る臨時報告書の提出の要否の決定)

24の5-9 4-4の本文の規定は、開示府令第19条第2項第1号及び第2号の規定により新株予約権付社債券について臨時報告書を提出する場合に準用することに留意する。

(有価証券を募集によらないで発行する場合の臨時報告書の提出)

24の5-10 開示府令第19条第2項第2号に規定する「募集によらないで取得される有価証券」とは、取締役会又は株主総会の決議により行われるものであって実質的に資本の増加等を伴う有価証券の発行に係るものをいい、例えば、2-4の③、④及び⑤に掲げる場合に発行される株券がこれに該当する。

(主要株主に該当しない場合)

24の5-17 次に掲げる株式は、開示府令第19条第2項第4号に規定する主要株主に該当するか否かを判定する際の所有株式には含まれないことに留意する。

なお、同令第二号様式から第五号様式まで及び第七号様式から第十号様式までの記載上の注意に規定する主要株主についても同様とする。

① (略)

② 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式

③ 法第156条の24第1項に規定する業務を営む者(証券金融会社)がその業務として所有する株式

④ (略)

24の5-21 削除

<p>(削る)</p> <p>(その他の債権) 24の5-21 (略)</p> <p>(連結損益に与える影響額) 24の5-22 (略)</p> <p>24の5-23 24の5-22の「当該事象の連結損益に与える影響額」を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。</p> <p>(外国会社が半期報告書等の訂正報告書を提出する場合の代理人の設置) 24の5-24 7-11の規定は、外国会社が法第24条の5第5項の規定により半期報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出する場合に準用することに留意する。</p> <p>24の5-25 5-42、7-4及び7-7は、臨時報告書に関する取扱いについて準用する</p>	<p>24の5-22 削除</p> <p>(その他の債権) 24の5-23 (略)</p> <p>(連結損益に与える影響額) 24の5-24 (略)</p> <p>24の5-25 24の5-24の「当該事象の連結損益に与える影響額」を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。</p> <p>(外国会社が半期報告書等の訂正報告書を提出する場合の代理人の設置) 24の5-26 7-10の規定は、外国会社が法第24条の5第5項の規定により半期報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出する場合に準用することに留意する。</p> <p>24の5-27 4-20、5-44、7-4及び7-7は、臨時報告書に関する取扱いについて準用する</p>
<p>附 則</p> <p>(代表者による適正性の確認に関する経過措置)</p> <p>附一 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第65号。以下「改正府令」という。)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例とされる改正府令第1条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「旧開示府令」という。)第10条第1項第1号トに定める「書面」(以下「届出書確認書」という。)並びに同項第2号ロに定める書類、同項第3号ロに定める書類、同項第3号の2に定める書類、同項第3号の3に定める書類、同項第4号イに定める書類、同項第5号イに定める書類及び同項第6号イに定める書類のうち「届出書確認書」については、おおむね次の事項を記載し、当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認した代表者がその役職を表示して自署し、かつ、自己の印を押印するものとする。</p> <p>① 当該有価証券届出書の記載内容が適正であることを確認した旨</p> <p>② 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由</p> <p>③ 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容</p> <p>④ 当該確認について特記すべき事項</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

附一 2 改政府令附則第3条第2項の規定によりなお従前の例とされる旧開示府令第17条第1項第1号へに定める書類（以下「有価証券報告書確認書」という。）及び同項第2号イに掲げる書類のうち「有価証券報告書確認書」並びに改政府令附則第3項第3項の規定によりなお従前の例とされる旧開示府令第18条第2項に規定する書面及び同条第3項第3号に規定する「書面」は、附一1の規定に準じて作成するものとする。

B 個別ガイドライン

「事業等のリスク」の記載例に関する取扱いガイドライン

(略)

(新設)

B 個別ガイドライン

「事業の概況等に関する特別記載事項」の記載例に関する取扱いガイドライン

(略)